

ている福生市ですから、非核都市宣言をまずここで行った上で、そうすることを考えていくということをも、まずしてほしいというふうに思っています。

その意味から言いましても、非核都市宣言に関する陳情、前の議会からも出ておりますけれども、一貫して僕は賛成の立場、あるいは採択をし、現実には非核都市宣言を自分たちのものにすべきだと主張しています。今度の六月議会におきましても同じように越沼さんから出ました陳情に關しまして、こういった立場から賛成の討論をしていきたいと思ひます。ぜひ、市議会の皆さんの良識と判断で、この陳情を採択されますようお願いいたしまして、討論にかえたいと思ひます。(拍手)

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより陳情第六十二—十一号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第六十二—十一号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立少数であります。よって陳情第六十二—十一号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 午後一時まで休憩いたします。

午後零時 休憩

午後一時 開議

○議長(村尾栄次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十三陳情第六十二—十二号長期宮農継続農地制度の堅持並びに都市農業の確立施策の実施に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名がございましたので、陳情第六十二—十二号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

委員より、市街化区域内における農地の重税感をなくすという考え方から、また、担納する力がないということから昭和五十七年にできた制度であり、確かにほかの住宅地等の関連から言えば宅地並み課税という意見もあるかと思ひますが、調整農地については農地の課税がなされており、それとの関連もあり、現在のままの状態宅地並み課税をするということについては、農家に対する重税感がぬぐえないし、担税力についても問題がありますので、現在の制度はできるだけ持続すべきであり、この陳情については採択すべきものと考えますとの意見がありました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十二—十二号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって陳情第六十二—十二号は、委員長報告のとおり採択されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十四議案第七十五号長期営農継続農地制度並びに都市農業政策に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（十番 村野和一郎君登壇）

○十番（村野和一郎君） 御指名でございますので、議案第七十五号につき提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、先ほどの陳情第六十二—十二号が採択されたことに伴う意見書案であります。最近における地価の高騰は、都心部から近郊都市へとその影響が波及し、各自治体にしても行政推進上、大きな障害をもたらしていることは周知のとおりでございます。国におきましても内需拡大策とか住宅政策として市街化区域農地の宅地化促進上、宅地並み課税を実施しようという動きがないわけではございません。

現行の長期営農継続農地制度は、市街化区域農地における機能、役割にかんがみ、昭和五十七年に設置された制度であります。これが改変なり廃止されますと都市農業そのものの存続が危ぶまれるわけでございます。生鮮野菜等の供給機能ばかりでなく、公共的な空間地としての役割も、また農業緑地の保全という役割もなくなり、無秩序な開発を招き、まちづくりにとって大きな混乱を来すものと判断されます。今、必要なことは、制度の厳正な執行であり、緑豊かな都市づくりをすることであります。

よって関係行政庁に意見書を提出すべく、本案を提案いたしました次第であります。よろしく御審議を賜り、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

きます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は、原案のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十五推薦第一号福生市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

この際、地方自治法百十七条の規定により、村野和一郎君の退席を求めます。

（十番 村野和一郎君退場）

○議長（村尾栄次君） 本案について提出者の説明を求めます。

（九番 在原 博君登壇）

○九番（在原 博君） 御指名をいただきましたので、推薦第一号につきまして御説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の規定により市長から推薦依頼があったもので、当議会といたしましてもいろいろと協議を重ねたことは御承知のとおりであります。御一任をいただきました担当の委員会といたしましても協議をいたしました結果、議会推薦としては一名を推薦することとし、その被推薦者として、農業関係に学識豊かな村野和一郎氏を御推薦申し上げた次第でございます。

よろしく御審議を賜り、原案どおり推薦決定くださるようお願いを申し上げ、説明にかえさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより推薦第一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

○議長（村尾栄次君） 「異議なし」と呼ぶ者あり
御異議なしと認めます。よって推薦第一号は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十六陳情第六十二—十三号生活協同組合運動発展のための意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二—十三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設委員会に付託いたします。お諮りいたします。

ただいま建設委員会に付託いたしました陳情第六十二—十三号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって陳情第六十二—十三号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） この際、お諮りいたします。

先ほど追加日程いたしました議案第七十六号地方財政に関する意見書、議案第七十七号治水事業の推進に関する意見書の二案を先議したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十六号、議案第七十七号を先議することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 追加日程第一議案第七十六号地方財政充実に関する意見書を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（二十三番 仲村清信君登壇）

○二十三番（仲村清信君） 御指名をいただきましたので、議案第七十六号地方財政充実に関する意見書につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法と地方財政法は、地方行財政のあり方を決めている二本の大黒柱であります。今、地方自治体はこれらの関係法令、制度のために、かえって障害となる点が出てきております。特に円高不況等の影響により税収が落ち込み、さらに国の行政改革の名のもとにゼロまたはマイナスシーリングの枠組みのために大変な財政負担を強いられました。そこで、住民自治の原則、住民の基本的権利のもとに地方自治法が大いにその役割を果たすことができるよう、法律、制度の抜本的見直しをしていただき、地方財政対策が確立することのできるよう関係行政庁に意見書を提出すべく本案を提出した次第でございます。

なお、詳細につきましてはお手元に御配付のとおりでございます。

よろしく御審議を賜り、原案どおり御可決くださりますようお願いを申し上げ、簡単にございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 質疑というか、私も、この意見書について基本的には賛成でございます。ただ、より厳密にしていくという意味で、私もといたしましては、例えば二項の「国庫補助率の削減をやめ」ということにつきましては、例えば国庫補助率の復活をさせる、もとに戻させる、そうしたことから、二の「また国庫補助金を大幅に整理し」ということ、また一方については、本来ならやはりこれを削って、私もは削除すべきだというふうな考えております。というのは、国庫補助金については、いろいろな種類のものがあり、ここで一連の各所で全部査定を大幅に整理しろという形では、やはり正確ではないというふうにあります。

それから、五番の国保の問題で言えば「国庫補助の充実に関すること」、これにつきましても国庫補助が後退しているわ

けですから、もとに戻し、さらに充実を図るというふうにするべきが、より厳密な意味で正しいだろうというふうを考えております。

そうしたことを申し上げて、質疑ということではありません。賛成をするということについては求めていきたいと思っております。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十六号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十六号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 追加日程第二議案第七十七号治水事業の推進に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（二十三番 仲村清信君登壇）

○二十三番（仲村清信君） 御指名をいただきましたので、議案第七十七号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

特有な地形、地質を持つ我が国は、台風や集中豪雨などにより毎年さまざまな災害が発生していることは議員各位も御承知のとおりであります。

御存じのとおり多摩川上流の小河内ダムは洪水調節をする多目的ダムではありません。したがって、洪水が自然現象である以上、近年余り大きな被害が発生していない当市付近におきましても計画高水位を上回る規模の洪水がいつても起こり得る危険性があると言えます。

当議会においても何人かの議員の一般質問におきましても、永田橋付近を初めとする河川敷内の立ち木や土砂の堆積で河床が上がり、大変危険であると指摘しております。例えば計画高水位に達しなくても、市が占有している南公園などは

冠水のおそれが大です。このようなことから早急な河川整備の必要性を訴えているところでもあります。

しかしながら、国におきましては、昭和五十五年以来八年間に及ぶゼロまたはマイナスシーリングでは、多摩川関係の予算も無堤部などのAランク箇所へ使われてしまう状況にあるとのことであり、公共事業、なかんずく治水事業につきましては、住民の生命、財産を守る上から、その特別な扱いとし、また内需拡大のための補正予算における実質的拡充も要求すべきであると思います。そして、市民、国民の暮らしを脅かす水害を早くなくすとともに、水需要の増大に対応し、さらに河川環境を整備することで安全で豊かな国土の発展を図ることは国の責務であると思います。

このような意味から、この時期に政府に対し意見書を提出いたすべく、本案を提案した次第でございます。よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十七号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十七号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第十七閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

建設委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾米次君) 御異議なしと認めます。よって本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(村尾米次君) 日程第十八特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査といたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾米次君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(村尾米次君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和六十二年第二回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後一時二十分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

議員

議員

議員

村尾米次
中村 輝夫
須賀 亮次
南木 繁男

議案第七十五号

長期営農継続農地制度並びに都市農業政策に関する意見書

右の議案を提出する。

昭和六十二年六月二十三日

提出者	村野和一郎
賛成者	佐藤慶二
"	野口秀世
"	林田武
"	松山清
"	遠藤洋一
"	上野重勝
"	指田保雄

福生市議会議長

村尾米次殿

長期営農継続農地制度は、市街化区域農地における機能役割にかんがみ、昭和五十七年に設置された制度であります。

現今の地価高騰、内需拡大対策の一環として本制度の見直しの提言がなされており、これらの対策の一つとしていわゆる農地の宅地並み課税の強化があります。この制度を実施した場合、無秩序な開発を招き、まちづくりにとつて大きな混乱を来すものと判断されます。

今必要なのは、制度の厳正な執行であり、緑豊かな都市づくりにとつても必要なことでもあります。政府においては、街づくりにとつて不可欠ともいべき都市農業の保全と健全育成を図るため、次の事項を実現されるよう要望いたします。

記

- 一、現行の長期営農継続農地制度を堅持するとともに十年を単位として実施されている制度の趣旨を尊重し、課税強化を招くような制度改正を行わないこと。
- 二、都市計画の中に農地を積極的に位置づけ、都市農業の確立・発展のための施策を導入・充実すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

昭和六十二年六月二十三日

福生市議会議長

村 尾 栄 次

内閣総理大臣

建設大臣

自治大臣

農林水産大臣

国土庁長官

経済企画庁長官

殿

陳情第六十二―十三号

生活協同組合運動発展のための意見書提出に関する陳情書

(陳情趣旨)

私たちは、「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期する」(消費生活協同組合法第一条)の趣旨に基づき、地域の主婦を中心とする組合員の出資・利用・運営の原則のもとで、安心して健康的な食生活の実現、明るく平和な社会の建設のために努力してまいりました。

このような生活協同組合の活動の発展は、単にその組合員の暮らしにとどまらず、広く住民の福祉と住みよい地域社会の実現に貢献できるものと思います。このように、消費者の自発的な協同組織である生協は、相対的に弱い消費者の経済的地位を強化し、社会的な対抗力としての消費者の地位を確立する上で大きな役割を持つものであり、その助長が図られるべきであることは、国会決議や政府の経済政策の中でも明確にうたわれているところです。

しかし最近、生協活動への誤解や偏見の上に、このような重要な役割を無視して、その活動を規制しようとする動きが強まっていることは、まことに残念なことです。とりわけ、私たちの活動が準拠する生協法そのものを「改正」し、未加入者に対する広告・宣伝までも規制するような動きがあることに、私たちは大きな危惧を抱いています。

一方、まだ生協の組織が未発達であつた昭和二十三年に制定された生協法は、今日の生協の規模や活動内容に照して時代遅れになつた条項や、今後の発展にそぐわない条項もあり、今や生協を規制するための「改正」ではなく、その発展を保証するための積極的な意味での見直しこそ必要になつていゝと考えます。

貴議会が日頃、生協活動・消費者活動について御理解を示されていることに意を強くしている私たちは、以上の趣旨から、国に対して左記のように生活協同組合運動の発展のための意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

(陳情事項)

一、国が、生活協同組合の活動が果たしている社会的な役割を深く認識し、その一層の発展と向上のための措置を積極的に推進するよう、意見書の提出を求めます。

昭和六十二年六月十五日

陳情者代表

福生市加美平一―一三―一

西多摩生協理事

深瀬正史 印

他七十三人

福生市議会議長

村尾栄次 殿

議案第七十六号

地方財政充実に關する意見書

右の議案を提出する。

昭和六十二年六月二十三日

提出者 仲村清信

賛成者 井上寅吉

〃 指田保雄

福生市議会議長

村尾栄次 殿

地方自治体は、円高不況対策や地域振興など大きな課題を抱えています。ところが地方財政は税収が落ち込んでいる上に、国の行政改革の名のもとにゼロまたはマイナスシーリングの枠組みのため、地方への財政負担が一層重くなり、また昭和六十年度に引き続いて昭和六十一年度に、三年間の暫定措置として補助率が削減され、しかも自治大臣や大蔵大臣の約束に反し、昭和六十二年にはさらに補助率の削減が行われるなど、ますます圧迫され続けています。

このような経済不況と財政状況下にあつて、地方自治体はその役割を十分に果たすことは到底困難であるといわなければなりません。よつて次の地方財政対策を早急に確立することを要求します。

記

一、地方への自主財源の充実を図るため、国税の地方への委譲や国税の租税特別措置などによる地方への影響を及ぼさないようにするとともに、地方税の非課税措置の見直しを行うこと。